

固定資産税の税額更正に伴う山口市国民健康保険料等過誤納返還金支払事務要領

(目的)

第1条 この要領は、「固定資産税の税額更正に伴う山口市国民健康保険料等過誤納返還金支払要綱」（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、要綱の実施に伴う細目について定め、その円滑な運営に資することを目的とする。

(返還の対象となる事由の範囲)

第2条 瑕疵ある処分により賦課された固定資産税の税額を基礎とする賦課処分により納付された国民健康保険料及び国民健康保険税（以下「国保料等」という。）

(返還対象者)

第3条 返還金を受けることができる者（以下「返還対象者」という。）は、当該返還金に係る瑕疵ある賦課処分に基づく固定資産税の税額を基礎として賦課された国保料等を納付した納付義務者（世帯主）とする（当該年度毎の徴収簿上の納付義務者）。

ただし、当該納付義務者が死亡している場合は、相続人を支払対象者とする。相続人が複数あるときは、相続代表者に対して返還金を支払う。この場合において、山口市固定資産税等過誤納金返還金支払事務処理要領第2条第1号に規定する納税義務代表者を返還対象者とする。

(返還金の額)

第4条 返還金の額は、次に掲げる額の合計とする。

(1) 還付不能金額（「要綱」第1条に規定する還付不能額をいう。）

この場合の還付不能金額とは、法定還付分を除いた過誤納金に係る還付すべき年度毎の国保料等の総和をいう。ただし、その総和が500円未満のものを除く。（特別な事情がある場合はこの限りでない。）

(2) 利息相当額（民法第404条の規定に準ずる）

(返還対象期間)

第5条 返還対象期間は、瑕疵ある賦課処分に基づく固定資産税額について、税額更正が遡及した年度分までとする。なお、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により徴収権の時効および賦課権についても期間制限を受けると取り扱っているが、資産割額の賦課についても同様の扱いとし、この期間は返還金の対象から除外する。

(返還金の請求)

第6条 返還対象者が、返還金の支払いを受けようとするときは、市長に対し返還金支払請求書（様式第2号）を提出するものとする。

(返還金の通知)

第7条 返還金が存在する場合には返還金決定通知書（様式第1号）を国保料等を納付した納付義務者に送付する。また、納付義務者が死亡している場合には、第3条の定めにより決定された相続代表者へ送付する。なお送付の際に、第6条に定める返還金支払請求書を併せて送付する。

(返還金の算出等)

第8条 1 還付不能金額の算出

国保料等の賦課台帳の保存年限の範囲内において次のとおり算出する。

(1) 還付不能金は年度毎に算出し、その額は次の①に掲げる額から②に掲げる額を控除した額とする。ただし、その総和が500円未満の場合は還付不能金の対象としない。

(特別な事情がある場合はこの限りでない。)

①瑕疵ある課税処分に基づき決定された固定資産税額を基礎とし当該年度分の資産割料率で賦課された資産割相当額

②更正後の固定資産税額を基礎として計算された資産割相当額

(2) 更正前の年間保険料等が限度額を超過する世帯で、更正後の資産割で算出した年間国保料等がなお、限度額を超過することが調査により明らかな場合に限りその年度分については返還金は発生しないものとする。

2 利息相当額の算出

利息相当額は、民法第404条の規定に準ずる利率とし、対象の各年度ごとに次のとおり算出する。

① 始期…法定納期限の翌日とする。

② 終期…返還金支払決定日とする。

③ 算定式…各年度還付不能金額×民法第404条の規定に準ずる利率×日数÷365

④ 端数処理…上記③によって算出した年度単位の利息相当額の端数処理は地方税法第20条の4の2の規定を準用する。

3 未納税額の取り扱い

返還対象年度分に滞納額または不能欠損額がある場合は、還付不能金額より控除する。

(事務内容)

第9条 事務内容及び担当は、次表のとおりとする。

事務内容	担当課
国保資格状況の確認	保険年金課・総合サービス課
還付不能相当額の確定	保険年金課・資産税課
収納状況の確認	収納課
返還金の確定	収納課
決定通知・請求書の送付	収納課
返還金の支払	会計課

(様式)

第10条 要綱及びこの要領に関する様式は、次の各号に定めるものとする。

(1) 返還金決定通知書(様式第1号)

(2) 返還金支払請求書(様式第2号)

(返還に係る関係書類の保管)

第11条 返還金に係る関係書類の保存は、処理完結年度終了後10年間保存する。

附 則

1 この要領は、平成17年10月1日から実施する。

2 この要領の施行の日までに合併前のこの要領に相当する規程によりなされた行為は、

この要領の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第2号

国民健康保険料等返還金支払請求書

年 月 日

(あて先) 山口市長

請求者
(納付義務者) 住 所
氏 名
電話番号

国民健康保険料等返還金について、下記金額を請求します。

記

金 額 円

返還金について、次の金融機関口座へ振込を依頼します。

金融機関名	支店名	預金種別
銀行 金庫 農協 組合	支店	1. 普通 2. 当座
	支所	
	出張所	
口座名義人	住所	
	氏名	

※1 口座をお持ちでない方は、還付方法について説明しますので事前にご連絡ください。

※2 請求者と口座名義人が異なる場合は、下記に署名をお願いします。

私は、国民健康保険料等の返還金の受領を上記の者(口座名義人)へ委任します。

委任者
(請求者)